

松江藩の縁組と相続戦略

2019年12月21日 松江市総合センター 担当：石田俊

●大名の縁組と相続

・大名の縁組

「武家諸法度」【史料1】の規定

婚姻には將軍の許可が必要→將軍に認定された一人のみが妻となる＝一夫一妻制

※家の安定的継承のため妾をおくのが暗黙の了解（「了解」の度合いには時期的変遷）

・側室とはなにか【福田2018】

側室≠男性当主が寵愛する女中 側室≠子どもを産んだ女中全て

手付女中は原則として奉公人で「上々様」「御惣容様」の一員とはみなされない

出産など家への「勤功」によって一部が自身の部屋を獲得→側室

そのほかにも、「殿付」「様付」の格式、院号（死後）など

これらによって「上々様」「御惣容様」の一員となる

※「側室」という言葉自体、近世中期以降に一般化した可能性が高い【史料2】

同時代史料では「御部屋」などと称されることが多い

・大名の相続

大名の相続には主君たる將軍の許可が必要→原則として江戸で行われる

嫡出長男子（正式な妻が出産した長男）相続が原則（現実には極めて難しい）

庶子は幕府に届出をすることで存在がおおやけにされ、相続権が与えられる

※多くは父の正妻を「母」に置き直す

※女子には相続権がなく、従って届ける必要もない

・多様な大名の「上々様」「御惣容様」

隠居、嫡子、正妻、届済息子、未届息子、養子に出した息子、未婚娘、嫁いだ娘、「側室」

これらが江戸・国元に別れ、さらにその中でも屋敷ごとに離れて居住

※他家に出した息子・娘も実家「上々様」の一員であり続けることが多い

●松江松平家の縁組と相続戦略

・近世初期の縁組と相続

同格（大広間席）の大名家と比較しての傾向：上級家臣との縁組がない

公家社会との縁組が少ない

徳川將軍家との縁組が少ない

※藩の成立事情を反映

・近世前期

近世前期における松江藩松平家の縁組と子供たち【表】

正室との間に多くの子供を産み、側妾の子供がその後続く

出産可能な時期や参勤交代のスパン【西島2015】から考えると不自然さも・・・

側妾の子を正室の子とするため、何らかの操作が行われた可能性（あくまで可能性）

※近世初期は嫡出子相続の原則が極めて強固【福田2018】

・近世後期

【史料2】文政4年(1821)10月晦日付松平斉恒書付（『松江市史 史料編7 近世III』）

松江藩主斉恒が息子鶴太郎（当時7才、のち斉貴）に送った遺言状

【史料3】同時期に斉恒が作成した宛先不明の遺言状

※【史料2】の「其元事、幼年の事故、介添共へ委申置」にあたると思われる

縁組について：・越前松平一門は特別なので、縁組はしないように。これは宗衍様からの申し送りである。それは万が一再縁があったとき都合が悪いためである

・鶴太郎の婚礼は22・23才まで見合わせるように

・娘の縁組は鶴太郎が成長するまで見合わせるように。その上は10万石以下や同席（大広間席）・柳間からは選ばないように

相続について：・「産腹」出生の男子が嫡子届を行うまで「夫婦合」は避けたほうが良い。このことは決して他言無用である

※【史料3】にこの条文はない

・「召遣ひ」は16才から置くように

※【史料2】にこの条文はない

【史料4】天保9年(1838)3月10日斉貴作成の遺言状

「世続之もの斗一覽」できる「極秘之御遺書」は【史料2】の可能性

※知らずに嫁いできた正妻との関係が悪化する危険

越前松平家一門との縁組を禁止したのもこれを見越したものか

●松江松平家当主のライフサイクルと相続

(1) 10才以降、武芸・学問などを開始

(2) 16才にて側妾をおく

(3) 側妾から丈夫な男子を出産（20才前後？）、嫡子届を行う

(4) 20代前半～半ば以降、越前松平家以外と縁組

(5) 嫡子の母を正妻におきなおす

(6) 30才以降、直掬を開始

(7) 死・隠居（50才で隠居すれば嫡子は30才前後で即座に直掬が可能）

大名の平均隠居年齢は60才～45才（時期を経るごとに低下傾向）【氏家1991】

参考文献

- ・氏家幹人『殿様と鼠小僧』（中公新書、1991年）
- ・中原健次『松江藩格式と職制』（松江今井書店、1997年）
- ・西島太郎『松江藩の基礎的研究』（岩田書院、2015年）
- ・福田千鶴『近世武家社会の奥向構造』（吉川弘文館、2018年）
- ・『松江市史 史料編 7 近世Ⅲ』（松江市、2015年）
- ・『松江市史 通史編 3 近世Ⅰ』（松江市、2019年）

武家諸法度

一 文武忠孝を勵し、可正禮儀事、

一 參勤交番之儀、毎歲可守所定之時節、從者之員數不可及繁多事、

一 人馬兵具等、分限に應し可相嗜事、

一 新規之城郭機營堅禁止之、居城之隈壘石壁等敗壞之時は、達奉行所、可請差圖也、機塀門以下は如先規可修補事、

一 企新規、結徒黨、成經約并私之關所、新法之澤留、制禁事、

一 江戸并何國にても、不慮之儀有之といふとも、猿に不可掛集、在國之輩は其所を守り、下知を可相待也、何所にて刑罰に行はるゝと言ふとも、役者之外不可出向、可任檢使之左右事、

一 喧嘩口論可加謹慎、私之爭論制禁之、若無據子細有之は、達奉行所、可受其旨、不依何事令荷擔は、其咎本人よりおもかるへし、并本主の障有之もの不可相抱事、

附、頭在之輩之百姓訴論は、其支配を令談合可濟之、有滞儀は、評定所へ差出、可受捌事、

一 國主、城主、壹万石以上、近習并諸奉行、諸物頭私不可結婚姻、總て公家と於結縁邊は、達奉行所、可受差圖事、

一 音信贈答嫁娶之格式或喪應或家宅營作等、其外萬事可用儉約、總て無益之道具をこのみ、不可致私之奢事、

一 衣裳之品不可混亂、白綾公卿以上、白小袖諸大夫以上免許之事、

附、徒、若輩之衣類は初ニ重絹緋布木綿、弓鐵炮之者は綿布木綿、其外ニ至りては、萬に布木綿可用事、

一 乘輿は、一門之歷々、國主、城主、壹万石以上并國大名之息、城主及侍從以上之嫡子或は年五拾以上許之、儒將諸出家ハ制外之事、

一 養子は同姓相應之者撰ひ、若無之におひてハ、由緒を正し、存生之内可致言上、五拾以上十七歲以下之養及末期雖致養子、吟味之上可立之、縱雖實子、筋目違たる儀不可立事、

附、殉死之儀、聊令制禁事、

一 知行之所務清康沙汰之、國郡不可令衰弊、道路驛馬橋船等無斷絶、可令往還事、

附、荷船之外、大船は如先規停止之事、

一 諸國散在之寺社領、從古至于今所附來は、不可取放之、勿論新地之寺社建立廟令停止之、若無據子細有之は、達奉行所、可受差圖事、

一 萬事應江戸之法度、於國々所々可遵行事、

右條々、堅可相守之、當家代々潤色之故、無所改正、仍用天和法制者也、

享保二年三月十一日

史料2 政談（平仄社東洋文庫）

妾を御部屋と称する事

一 子を持たる妾を御部屋と名づけて、傍輩・諸親類へも取かはしをさせ、家来には様付にさせて、其妾の召仕の女房より諸事の格式まで、本妻にさまで違はぬやうにする事、不宜事也。此五六十年以前までは、ケ様にはなかりしを、御先々前御代の頃より始まりて、今は代の通法の様になりたり。有職の輩、禁裡に御息所といふは宮栖所といふ事にて、皇子誕生なれば「其」母御息所となるといふ事を云て、時世にへつらひ、昔なき事を作る事、以の外の事也。

（中略）

妾をかくし物にする事

一 妾といふ物はなくて不叶もの也。當時は妾をばかくし物のやうにする事、習はしの悪數也。古は天子諸侯ともに、一娶九女とて、姪婦八人付来る。何れも妾なり。卿大夫の事は見えず。古は世官にてなければ、其法なきなるべし。されども子なければ妾を置事古法なり。今の世は表向一妻一妾と高下共に立をき候故、妾は隠し物になりて、却て色々の悪事生ずる也。

（中略）

備前の松平伊予守が奥方の風儀よろしとて、其が妻の母語る。若き時分其家に仕へて、よく知りたる也。妾となり子を持たる女も、やはり奥方につかへて、外の女中並にて何の替目なし。只切米の少しよきと、奉公の樂なるまでの事也。伊予守がおくがた賢良の婦人にて、左様の者と見れば殊に念頃にせられたり。奥方にての遊は、管弦・歌学・手習などまでなり。しやみせん・筑紫琴などは、大名のせぬ事なりとて堅く無之となん。是は新太郎少将、聖人の道を深く信じて、家内をよく治めたる風俗残りてかくのごとし。され共礼といふものを立ざれば、只主人の物ずきといふ事になるゆへ、今はその風破れたりとうけ玉はる。されば妻妾の事も礼制を立度事也。

【表】近世前～中期松江藩子女一覧

父	母	生日	生地	備考
松平直政	早巖院(まん)	1630年3月17日	江戸	※※
	松平綱隆	1631年2月23日	江戸	
	松平近栄	1632年9月28日	江戸	
	樹芳院(こま)	1642年9月3日	江戸	
	松平隆政	1648年7月8日	江戸	
	宝明院(つる)	1649年12月16日	江戸	
	真珠院(たけ)	1662年9月14日	不明	
	涼栖院(かめ)	不明	不明	
	松平直丘	1665年6月26日	松江	
	大学	1651年4月3日	江戸	
松平綱隆	弁之助	1653年5月20日	江戸	
	小次郎	1655年4月6日	江戸	
	玉簾院(つよ)	1656年12月12日	江戸	※
	松平綱近	1659年9月29日	江戸	
	清高院(りき)	1660年6月12日	松江	
	清鏡院(きよ)	1662年3月8日	松江	
	松平吉透	1668年7月16日	松江	
	某	1680年12月7日	江戸	
	養雲院(ひさ)	1682年5月12日	江戸	
	某	1684年9月1日	松江	※
松平吉透	春境院(ぎん)	1688年5月11日	江戸	
	娟光院(すて)	1689年9月3日	松江	
	某	1697年1月28日	江戸	
	松平宣維	1698年5月18日	江戸	
	円次郎	1699年6月15日	江戸	
	簾之助	1700年1月3日	江戸	
	熊八	1702年3月7日	江戸	
	霜覚院(みわ)	1703年7月1日	江戸	
	山清院(なが)	1704年1月28日	江戸	
	長次郎	1705年10月16日	江戸	
松平宣維	松平宗衍	1729年5月28日	江戸	

「雲州松平家系譜」(『松江市史史料編7近世Ⅲ』、中原健次「松江藩格式と職制」より作成 ※養子については記していない)

84 松平齊恒書付(月照寺文書)
遺言の覚

一、其元事、幼年の事故、介添共へ委申置候間、成長の上聞せ可被申候、諸事身持第一に慎、家来共下々に至迄憐愍第一に致、一同帰服致候様可被心附候、自然我意無之様可被致、万事大円庵様を手本ト心得取斗可被申候、後見介添共ヨリ申候事能々聞入、万事相談可在候、旦那署ニ出家来に馬鹿にされ候、物事油断無之様ニ可被致候、禁事ハ若年ヨリ不夷故、世間風聞も不夷、家来にも侮られ残念ニ御座候、決而目当ニ不相成候事、實而其元事を人並に致遣度存、後見介添共へ願置候事にて候

一、武芸随分出精可被申候

一、母上ヲ始メ奥へも孝心第一の事ニ候

一、家族共間柄ノ所心付可被申候

一、越前家格別の間柄故、縁談等々被致間敷候、此義ハ天隆院様ヨリの被仰送ニ御座候

一、大崎ニ在之一宝物より上ノ部迄ノ道具は、大円庵様年来御丹誠ノ品々ニ而、格別に大切に可被致候、委キ事ハ青染箱之内ニ道具帳入置候間、一覽可被申候、成長の上、一二ノ宝物ハ自身十二可被致事、手入等も是迄之通念入可被申候事、上ノ部迄ノ道具ハ一切他家へ出し被申まじく候、其元求候品ハ勝手次第の事、中下ノ道具迄も手入等念入可被申候、是か何よりの孝心ト存候、成長之上ハ大崎道具も干物候節ニ参、一通り一覽可在候、此方ニ在之中下ノ道具、並ニ手元ノ品々も改メ置可被申候、納戸茶道ノ道具も改メ置可被申候事

一、納戸にあづけ置候青染ノ箱、右ノ内ニハ極秘ノ書付共在之候、一通り一覽可被申候、尤手元へ指置可被申候、右之書付者家老タリトモ見せぬ書付共ニ御座候

一、時歌両人事我等へ追福ト被存、存命之時始成シ被遣可被申候、深く願置候

史料3

松江市史史料編7近世Ⅲ

一、婚礼ハ二十三迄見合可被申候、婚姻の上祝義相整候事ハ宜候へとも、元来本腹ニ候へず、直ニ嫡子届ケも致候事、万一虚弱之節一大事ニて候、産腹男子出生嫡子届も添候を、夫婦合事の事余り無之様ニ可被致候、眼前天隆公ニ御幼年御家督一同心配致候趣、夫故此義者大円公ヨリいちく被仰送ニ候、此一条決而他言無用の事ニ候

一、成長の上、勝手方有り物高ノ書付、五年に一度近習頭へ申、書付出させ置可被申候、古キ書付ハ其節返し可被申候事、此書付者大秘事故、其心得可為候

一、直捌者三十越之上の事、夫迄者無用の事、年若ニては人も帰服致かね候物ニ御座候

一、二十年三十年目くらいニは、勝手向キ何更の事無之候ても六ヶ敷時節可在之候、其節御油断被致まじく候

一、龍八郎事ハ幼年より大円君御こん意之物故、目ヲ掛遣ひ可被申候事

一、朝日ノ家者郷保先丹波ニ代之勤功在之事、僥略に存られまじく候

右之條々先ツ申置候、病中手振候て認かね申候ま、以上

文政四

十月晦日

松平鶴太郎殿

参

松出羽守

遺言の事

一、卒事未幼稚二候間、万事其元守立テ候義仕置候、十人並之者三成ルやう二願申候、何にも大円庵様を手本二して育テ可申事、我等事多々若年より放蕩ノ風聞在之、決而目当二不相成候、斯申と挨拶らしく候へ共、実情二御座候

○同役代り之義、住江三左衛門義随分手堅キ人物、乍去指働者無之と存候、幼年附ハ兎角実体か宜敷候、何れ衆評次第可然候

○十二成候ハ、武芸学問も初メ候事、世俗申大名云二ならぬ様二可致候、此義者精々大円庵様にも被仰候事二て、何にも馬と手跡者第一二て御座候、手者外々へ文通にも眼前に困り候物二而、馬者鍛錬無之候てハ火事場杯第一にあふなく候

一、十二才三成候ハ、乗打為致、目見斗二而一旦引込、十四に成候ハ、出勤直二目並ヲ願、元服御礼も可申上候事

○拾才二成候ハ、馬ノ乗おり踏台二ても致、自身に可為致候、我等事一生乗おりにこまり、出馬之節も人中二て毎度こまりのおほく在之候

一、十一才ヨリ女中附不殘相止メ可申候

一、拾才迄ハ勝手に忍恭行致候ても不苦候、忍の事故供も手輕二可致候、随分いたつら者為致、丈夫二成候様二可致候、幼年二ても旦那の事座敷内へ者参出候義ハ無用、夫も様子ニヨリ不苦候、門外者はつち二て出可申事、兎角手重に成たかり候事、大円庵様にも御きらい被遊候、十才迄者随分手輕二出歩行可申候事

一、出火之節立退キハ、屋形へ火のかゝりを見テ立退キ候事者可申候、東の方ヨリ焼ケ込候節ハ、見斗の事も成長の上此義ハ可申聞候事

一、万一再縁二ても在之節、あしく申置候、越前家は格別の間柄故、縁談致不申候、是者天隆院様ヨリの被仰送二御座候

○大崎二有之一宝物ヨリ上ノ部迄の道具、大円庵様年来御丹誠ノ品、次ニ我等も買置候品も在之候、右者格別大切にいたし、手入念入可申事、此方二在之品も随分大切に可致事、其元万事心附可被申候事

史料4の松江市史に史料編り近せり

一、大崎数寄屋ヲ初、心附手入可致候事、大円庵様ノ御丹誠之場所二て、等閑無之様可心附事、成長の上右の事可被申聞置候事、御像堂も唯今迄之通二可致候事、是も成長の上可被申聞候事

一、天真寺に大円君被仰殘候義在之候、一止より御卒去後申聞候へ共、物入多央故見合置候、其内都合宜敷節、天真へ承合、取斗可被申候、此義も成長の上ハ可被申聞置候事

一、藍川玄懷義、年来出精物医術も宜しく万事行届キ候物故、其内組外二可被申付候事

一、三瓶伝山俣事、唯今柳沢伊勢守殿方二居候趣、伝山義ハ、我等者幼年之節格別心配致候物故、其内快事召かへし可申と存おり、是も表へ申召かへし可遣候事、我等より頼置候

一、乗出シ候節ヨリ鎗者我等部屋住之節持候柄袋ノ鎗もたせ可申事、代々の鎗二御座候

一、心眼院様、此度御法会之節より、本寿院様之通可致候事

一、帰雲院事も三十三年ヨリ上分之通二致可遣候事、雌々妹より其節願候事ト存候、大円庵様年来御寵愛之物故、兄弟共之通に致遣し可被申候

一、馬場脇小書院脇土蔵の事者、兼而大円庵様より御面図御渡シ被遊候事、作事二右之面図者在之よし二御座候、其内操合次第可被申付候事

一、道具掛り之者、唯今迄の人数程可被申付置候事

一、娘引こしも都合次第の事、俣成長迄ハ縁組見合候事、其上ハ十万石以下、同席・柳之間ハ好不申候、江戸へ引越後ハ守役一人抱守二人賄兼帯二可申付事

一、対客者成長の上心次第の事、元来國家二てハ権家へ勤ニハ及不申候へ共、心得二て勤申事二御座候

一、大待合建直シの面図、作事二在之候、是も都合次第二可致候事

一、在所妙喜庵の数寄屋も都合次第に建可申事

一、乗出者頼月より二可致候、大円庵よりの吉例二御座候、御作御書ヲ見テ五六ヶ月前ヨリおしへ可被申候事

一、後見ハ小兵衛へ申付置候へ共、老年の事、相果候ハ、千助へ可申付候、彼しか家ハ郷保以來勤功の事、且目出度キ家二て御座候

○召遣ひハ十六才より遣可申事、婚姻ハ二十二三迄見合可申事

一、留守居共、近来ハ重役ノ氣二入候へ者二勤候振り合二而、中ニハ重役を主人ト心得候處、太鼓持同様之振舞在之候二而、不殘指免可申候、新規ヲ撰可申付候、渡辺作兵衛事、先年ハ身持等之義二て指免候へ共、元來指働キも在之功者之物二て、是を一人ハ可被申付候事、尤定府二可申付事

一、龍八郎事者、子供之節より亡君御側へ出、格別御こん意之者、目ヲ掛遣ひ可申上候、其元より成長の上可被申聞候事

一、学問致候者直しく候へ共、学者ハ成ルハ好不申候、國政の障り二相成申候事

一、鶴太郎への遺言ハ、成長之上渡し可被申候、夫迄其元へあづけ置候事、当職タリトモ見せ被申まじく候

一、父上より御異見の御書渡し置候、俣成長の上見せ可被申事

※(文政四年)

史料5の松江市史に史料編り

厚頼置候覚

一、人之生死老若別なく難計候、依之左之通厚可心得候

一、縁組養子等者、一門家堅無用二可心得候事

一、婚姻者二十一歳迄者無用二可心得候、二十三歳より可相整候事

一、京家者縁組等堅無用二可心得候事

一、大崎屋敷二納置候茶器、宝物より上ノ部者千歳之後までも他江出聞敷候、入念二可心得候、暑寒中干之節、必当主自身二取扱可致事に候、是者宝物斗之事二候、尤十四五歳までハ茶器案内之ものに為致、見覺候而、十六七歳より自身二可致候、毛頭龜略二不存様二可申伝候事

一、代々四品二ならぬ様二可心得候、直ニ侍従二心入可有候事

一、京都孤達庵大円庵公御仏間御廟、龜末二致間敷ハ勿論之事二候、決尚亦手入等心配可致候事

右之条々無違乱相守、新役申付候節ハ、早速一覽為致、委細可申送候、此書面入念納置候様二願存候、扱極秘之御遺書一封有之候、是者世統之もの斗一覽為致候事二て、当職たりとも一覽無用之事二而、近習頭共も勿論之事二候、是又新役申付候節、一覽為致可申送候、其外御遺書等尊要之義、青染之箱に納置候、右之外箱ニ政事箱ヲ印置春慶之緒にて候、我等男子出生もなく、養子決定等もなき節落命致候得者、政事箱者、近習頭預り候様可致候、世統十六七歳ニ罷成候節、手元江可差出候、政事箱者、前文二も認候通、近習頭預り二心得、此書面者其許二納置候様可致候、此為頼入候、依之一簡如此二候也

天保九戌年

三月十日

(印)

修礼
舎人
源五郎
要人
此面
城之助